

平成三十年六月二十二日受領  
答弁第三七八号

内閣衆質一九六第三七八号

平成三十年六月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出予算委員会における安倍総理の発言の整合性に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出予算委員会における安倍総理の発言の整合性に関する再質問に対する答弁書

一、二及び四から七までについて

お尋ねについては、先の答弁書（平成三十年六月八日内閣衆質一九六第三二六号）でお答えしたとおり、「二九総理発言」の趣旨は、「三〇総理発言」の趣旨と同じであり、「どこかの時点で二九総理発言の「趣旨」を変更した」との御指摘は当たらない。

三について

お尋ねについては、平成三十年五月三十日の国家基本政策委員会合同審査会において、安倍内閣総理大臣が、「籠池氏側からの依頼において、谷氏に対して直接問合せが手紙という形で、手紙が来たわけでございます。それに対して谷氏から、こういう制度が、こういう法人に対して当てはめることができないかという政策的な、制度的な答えを求めたのでございます。そして、事実上これはゼロ回答であったわけでございますが、そのゼロ回答を財務省から受け、先方に伝えたということでありませう。」と答弁しているところである。